

表彰および慶弔に関する内規

仙台市立南小泉小学校 父母と教師の会

第1条 (表彰1)

次の各項に対して表彰ならびに記念品を贈る。

1. 本会のために特に功労ありと認められる会員に運営委員会の審査を経て、これを表彰する。
※会長を務めた方 (4,000 円程度の記念品)
※本部役員 (会長を除く) を複数年度務めた方 (2,000 円程度の記念品)
2. 業績により他の団体より表彰された会員に運営委員会の審査を経て、これを表彰する。(2,000 円程度の記念品)
3. 篤行と認められた在学児童は、運営委員会の審査を経て、これを表彰する。

第2条 (表彰2)

本部役員 (会長を除く)、会計監査委員、地区部委員長、専門部委員長、学年部委員長、選考委員長、学年委員・自己申告記録カード委員長・特別実行委員長として3年以上活動し、会員の資格を完退するときは、本会より感謝状と記念品 (2,000 円程度) を贈る。但し、途中転出者についても完退者とみなし表彰する。

第3条 (慶事)

教職員が結婚のときは、祝電もしくはお祝い品 (5,000 円程度) を贈る。

第4条 (弔事)

1. 会員が死亡したときは、弔電と香典 5,000 円を贈る。
2. 在学児童が死亡したときは、弔電と香典 10,000 円を贈る。
3. 教職員の配偶者ならびに父母、子女が死亡したときは、弔電と香典 3,000 円を贈る。
4. 在学児童が病気、傷害のため、1ヶ月以上休校するときは、見舞金 5,000 円を贈る。

第5条 (謝恩)

年度内の適当な時期に、転入、転退職の教職員に対する感謝の会を開く。

第6条 (補則)

1. 本規程に、よりがたい事柄が生じた場合、運営委員会において協議の上決定する。(緊急の場合は、役員会で決定する。)
2. 本規程の改廃は運営委員会で行う。

- ◎ 付 則 1. 本内規は昭和27年3月17日より2実施する。
2. 昭和34年 6月 一部改正
 3. 昭和42年 3月 一部改正
 4. 昭和43年10月 一部改正
 5. 昭和48年 3月 一部改正
 6. 昭和58年 3月 一部改正（3月17日より施行）
 7. 昭和60年11月 一部改正（昭和61年4月1日より適用）
 8. 平成12年 7月 一部改正（7月12日より施行）
 9. 平成19年 3月 一部改正（3月6日より施行）
 10. 平成24年 3月 一部改正（3月8日より施行）

本部役員特例

本部役員（会計監査を除く）を務めた者は、その年の在校児童分の学年委員を務めたものとみなす。また、2年以上務めたものは、その者の児童（本校に入学予定のすべての子）の学年委員を務めたものとみなす。

委員長選出免除者特例

次の委員会の委員長を選出する際方法として、無作為的公平性を重要視するためくじ引き等を採用する場合、本人の希望があった時は、下記の条件にあたる人を対象者から免除する。

対象委員会

- 学年部委員会 [1学年・2学年・3学年・4学年・5学年・6学年]
専門部委員会 [総務交流・広報・保健体育・健全育成]

くじ引き対象者から免除される条件

2年以上次の役職にあったP会員

- ①本部役員 （18年度から会計監査委員を除く）
- ②学年委員長 [1学年・2学年・3学年・4学年・5学年・6学年]
- ③地区委員長
- ④専門委員長 [総務交流・広報・保健体育・健全育成]
- ⑤カード委員長（学年副委員長がカード委員長の場合のみ）
- ⑥選考委員会委員長
- ⑦特別委員会委員長